



保医発0716第4号
平成22年7月16日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成22年厚生労働省告示第280号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 815	4, 085	2, 786	36	15, 722

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

レナデックス錠 4mg

本製剤は、薬事法第14条の4第1項第1号の規定する新医薬品（再審査を受けなければならない医薬品）には該当しないものであることから、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第10第2号（一）ハに規定する新医薬品に係る投薬期間上限（14日間）は適用されないものであること。

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	レナデックス錠 4 mg	デキサメタゾン	4 mg 1 錠	171 . 60
2	内用薬	レブラミドカプセル 5 mg	レナリドミド水和物	5 mg 1 カプセル	8, 861 . 00